

兵庫県公報

令和3年3月16日 火曜日 第190号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	2
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	2
○ 漁船保険の付保義務の消滅（同）	3
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	3
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（同）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	4
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	5
○ 道路の区域の変更（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	6
○ 平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部改正（同）	9
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（淡路県民局）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 道路の位置指定（同）	11
公 告	
○ 寄附者の顕彰（秘書課）	11
○ 随意契約の相手方等の公示（税務課）	11
○ 落札者等の公示（管財課）	12
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	12
公安委員会規則	
○ 兵庫県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則	12
正 誤	
○ 平成16年3月16日付け兵庫県公報第1551号中	16

公布された法令のあらまし

●兵庫県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則（公安委員会規則第3号）

警察署等の兵庫県警察の組織について再編整備等を行うこと等に伴い、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 兵庫県道路交通法施行細則
- 2 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則
- 3 情報公開条例施行規則

告 示

兵庫県告示第250号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土

地改良事業計画を令和3年3月5日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和3年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地中間管理機構関連農地整備事業	大塚地区	令和3年3月16日から 同年4月5日まで	養父市役所

~~~~~

**兵庫県告示第251号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による種畜証明書を次のとおり交付した。

令和3年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

| 飼養者の住所及び氏名又は名称                               | 種類 | 品 種  | 名 前                             |
|----------------------------------------------|----|------|---------------------------------|
| 朝来市和田山町安井123<br>県立農林水産技術総合センター<br>北部農業技術センター | 牛  | 黒毛和種 | 悠温土井、悠松土井、悠竜土井、茂田波、春仲土井、北菊栄、北喜奥 |

~~~~~

兵庫県告示第252号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調査を縦覧に供する。

令和3年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する届出をする漁業協同組合の名称
兵庫県神戸市兵庫区金平町1丁目6番16号 湯本章年 同 県同 市同 区金平町1丁目14番15号 糸谷謙一	兵庫	兵庫漁業協同組合
兵庫県明石市大観町15番10号 中崎輝也 同 県同 市港町14番12号 山本博之	明石浦	明石浦漁業協同組合

兵庫県明石市硯町3丁目5番2号—113 隅谷 肇 同 県同 市林1丁目8番23号 福井 貴章	林崎	林崎漁業協同組合
兵庫県明石市大久保町江井島814—7 橋本 幹也 同 県同 市魚住町中尾11—1 竹本 義美	江井ヶ島	江井ヶ島漁業協同組合
兵庫県たつの市御津町岩見1220 神頭 正志 同 県同 市御津町岩見1410 植田 敬行	岩見	岩見漁業協同組合
兵庫県淡路市育波154 金丸 裕喜 同 県同 市育波90—106の合併3 柳川 具視	育波浦	育波浦漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年3月16日から同月30日まで

(2) 縦覧場所

兵庫加入区	兵庫県神戸市兵庫区吉田町3—7—29	兵庫漁業協同組合
明石浦加入区	同 県明石市岬町33—1	明石浦漁業協同組合
林崎加入区	同 県同 市林3—19—27	林崎漁業協同組合
江井ヶ島加入区	同 県同 市大久保町江井島418—6	江井ヶ島漁業協同組合
岩見加入区	同 県たつの市御津町岩見1308番地5	岩見漁業協同組合
育波浦加入区	同 県淡路市育波148—3	育波浦漁業協同組合

兵庫県告示第253号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成29年兵庫県告示第277号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和3年3月28日限りで消滅する。

令和3年3月16日

兵庫県知事 井戸 敏三

福良加入区

兵庫県告示第254号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和3年3月29日から発生する。

令和3年3月16日

兵庫県知事 井戸 敏三

福良加入区

兵庫県告示第255号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び

同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
森	きす流網漁業	共第108号共同漁業権の区域	5月11日から9月19日まで	定めなし	定めなし	2隻	別記

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年3月23日から同年4月23日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年5月11日から令和4年5月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。

イ 使用する網の総延長は、400メートル以内でなければならない。

別記 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第256号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和3年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定する区域

加西市朝妻町字丸山1173番4、1173番5及び1173番6の各一部

2 特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物



兵庫県告示第257号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和3年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3.4.31号 神戸三田線（日下部）

3 事業施行期間

平成29年3月31日から令和6年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし
 (2) 使用の部分
 なし



兵庫県告示第258号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和3年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.4.31号 神戸三田線（大池）
- 3 事業施行期間
平成9年3月21日から令和5年9月30日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年3月16日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和3年3月16日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 今津港津門大箇線	西宮市津門大箇町11番4から 同 市津門大箇町2番1まで	旧	29.0から 38.0まで	36.0	
		新	29.0から 42.0まで	36.0	



兵庫県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和3年3月16日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 国分寺白浜線	姫路市継字住吉前608番1から 同市継字住吉前528番2まで	旧	16.0から 32.0まで	75.0	
		新	16.0から 32.0まで 16.0から 32.0まで	75.0 75.0	一部 予定地



兵庫県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和3年3月16日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和3年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 429号	宍粟市一宮町三方町字井ノ田82番1から 同市一宮町百千家満字平岩199番2まで	旧	4.0から 9.0まで	1,486.0	
		新	4.0から 9.0まで 8.0から 27.0まで	1,486.0 1,486.0	予定地



兵庫県告示第262号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、1については平成31年2月12日から、2については令和元年12月2日から、3については令和2年11月2日から、4については令和3年2月8日から、5については同年3月21日から、6については同月22日から、7については同年5月10日から適用する。

令和3年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 表株式会社三井住友銀行の項中

「

	同 杭瀬支店	尼崎市杭瀬本町
--	--------	---------

 」

を

「

	同 杭瀬支店	尼崎市昭和通
--	--------	--------

 」

に改める。

2 表株式会社三井住友銀行の項中

「		同 三田支店 フラワータウン 出張所	三田市弥生が丘	」
		同 三田支店 ウッディタウン 出張所	三田市すずかけ台	

を

「		同 ウッディタウン 支店	三田市すずかけ台	」
		同 ウッディタウン 支店 フラワータウン 出張所	三田市すずかけ台	

に改める。

3 表株式会社三井住友銀行の項中

「		同 湊川支店	神戸市兵庫区東山町	」
---	--	--------	-----------	---

を

「		同 湊川支店	神戸市兵庫区湊町	」
---	--	--------	----------	---

に改める。

4 表株式会社三井住友銀行の項中

「		同 緑が丘支店	三木市緑が丘町本町	」
---	--	---------	-----------	---

を

「		同 緑が丘支店	三木市本町	」
---	--	---------	-------	---

に改める。

5 表一般財団法人兵庫県警察協会の項中

「		同 和田山支部	朝来市和田山町玉置字前田	」
		同 養父支部	養父市八鹿町下網場	
		同 出石支部	豊岡市出石町小人字山椒畑	
		同 豊岡支部	豊岡市昭和町	
		同 豊岡北支部	豊岡市城崎町桃島	
		同 香住支部	美方郡香美町香住区香住	

を

「

	同 和田山支部	朝来市和田山町玉置字前田
	同 出石支部	豊岡市出石町小人字山椒畑
	同 豊岡支部	豊岡市昭和町
	同 豊岡北支部	豊岡市城崎町桃島

に、
「

	同 上郡支部	赤穂郡上郡町上郡町
	同 安積支部	宍粟市一宮町安積
	同 生野支部	朝来市生野町口銀谷
	同 日高支部	豊岡市日高町日置
	同 村岡支部	美方郡香美町村岡区村岡

を
「

	同 上郡支部	赤穂郡上郡町上郡
	同 日高支部	豊岡市日高町日置

に改める。

6 表株式会社三井住友銀行の項中

「

	同 北鈴蘭台支店	神戸市北区甲栄台
--	----------	----------

を
「

	同 北鈴蘭台支店	神戸市北区鈴蘭台北町
--	----------	------------

に、
「

	同 甲子園口支店	西宮市甲子園口
--	----------	---------

を
「

	同 甲子園口支店	西宮市七番町
--	----------	--------

に改める。

7 表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中

「

	同 榎列支所	南あわじ市榎列大榎列
	同 八木支所	南あわじ市八木鳥井
	同 市支所	南あわじ市市三条
	同 神代支所	南あわじ市神代地頭方

を
「

同 榎列支所
同 中央支所

南あわじ市榎列大榎列
南あわじ市市青木

に改める。

兵庫県告示第263号

平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

表農林水産技術総合センター出納員の款農業技術センター農産園芸部原種農場分任出納員の項を削る。

兵庫県告示第264号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年3月16日

淡路県民局長 亀井浩之

- 1 指定する貯水施設の所在地
洲本市五色町鮎原三野畑東谷300番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
東谷新池田主	洲本市五色町鮎原三野畑301番

- 3 指定する理由
洲本市五色町鮎原三野畑地域内都志川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第265号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年3月16日

淡路県民局長 亀井浩之

- 1 指定する貯水施設の所在地
洲本市金屋1024番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
新宮池田主	洲本市金屋871番1

- 3 指定する理由
洲本市金屋地域内洲本川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第266号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年3月16日

淡路県民局長 亀井浩之

- 1 指定する貯水施設の所在地
洲本市安乎町平安浦892番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
南谷田主	洲本市安乎町平安浦1086番

- 3 指定する理由
洲本市安乎町平安浦地域内岩戸川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第267号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年3月16日

淡路県民局長 亀井浩之

- 1 指定する貯水施設の所在地
洲本市五色町鳥飼浦2251番1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
高丸田主	洲本市五色町鳥飼浦556番

- 3 指定する理由
洲本市五色町鳥飼浦地域内鳥飼川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第268号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年3月16日

淡路県民局長 亀井浩之

- 1 指定する貯水施設の所在地
南あわじ市阿万下町617番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
下町水利組合	南あわじ市阿万下町468番5

- 3 指定する理由
南あわじ市阿万下町地域内本庄川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第269号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年3月16日

淡路県民局長 亀井浩之

- 1 指定する貯水施設の所在地
南あわじ市賀集長原72番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
東山田主	南あわじ市賀集内ヶ原10番

3 指定する理由

南あわじ市賀集長原地域内三原川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第270号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和3年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R02淡路位置 0007号	3.3.4	淡路市浦字萱野824番1の一部、826番の一部	5.00	27.78

公 告

寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

令和3年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 氏名及び住所

株式会社日本ビジネスデータ プロセッシングセンター	神戸市中央区
プロクター・アンド・ギャンブル・ ジャパン株式会社	神戸市中央区
稲田和子	大阪府箕面市
兵庫トヨタ自動車株式会社	神戸市中央区

2 功績内容

兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年3月16日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

兵庫県税務システム修正開発業務委託（4）一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年2月18日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地

5 随意契約に係る契約金額

50,844,200円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約をした理由

政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年3月16日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 落札に係る物品等の名称及び数量

兵庫県本庁舎ほか2庁舎で使用するガス 予定数量350,988立方メートル/年

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県企画県民部管理局管財課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和3年2月5日

4 落札者の名称及び住所

関西電力株式会社 大阪市北区中之島3丁目6番16号

5 落札金額(税抜)

23,816,521円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和2年12月25日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(第4工区) 芦屋市三条町1番1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

芦屋市精道町7番6号

芦屋市長 伊藤 舞

3 許可年月日及び許可番号

令和3年2月4日

兵庫県指令神北(宝土)(建)第1-9-7号(28芦屋)

公安委員会規則

兵庫県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月16日

兵庫県公安委員会

委員長 奥谷勝彦

兵庫県公安委員会規則第3号

兵庫県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

(兵庫県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 兵庫県道路交通法施行細則(昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第5号ア及び第14条第1項第3号中「警部派出所」を「警察署分庁舎」に改める。

別表第1の2及び別表第4中「兵庫県赤穂警察署長 兵庫県佐用警察署長」を「兵庫県赤穂警察署長」に、「兵庫県朝来警察署長 兵庫県養父警察署長 兵庫県豊岡南警察署長 兵庫県豊岡北警察署長」を「兵庫県南但馬警察署長 兵庫県豊岡警察署長」に改める。

様式第1号、様式第4号、様式第7号、様式第8号、様式第16号から様式第19号まで、様式第22号、様式第25号、様式第27号及び様式第28号中「㊟」を削る。

様式第32号中「合格決定印」を「決定者」に、「担当者印」を「担当者」に改める。

様式第33号中「㊟」を削り、「合格決定印」を「決定者」に改める。

様式第34号、様式第39号の2及び様式第39号の3中「㊟」を削る。

様式第41号の2の2中「決定者印」を「決定者」に、「担当者印」を「担当者」に改める。

様式第41号の3中

「警察署
警部派出所」

を削る。

様式第43号から様式第53号の2まで、様式第53号の4、様式第54号、様式第58号、様式第60号から様式第64号まで、様式第67号、様式第69号及び様式第71号中「㊟」を削る。

(交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部改正)

第2条 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則(昭和39年兵庫県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削る。

第3条第2項を削り、同条第3項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

別表第1 兵庫県たつの警察署の部中

「

室津駐在所	たつの市御津町室津	たつの市のうち御津町室津
-------	-----------	--------------

」

を

「

室津駐在所	たつの市御津町室津	たつの市のうち御津町室津
佐用交番	佐用郡佐用町佐用	佐用郡のうち 佐用町のうち 佐用 山脇 真盛 山田 長尾 本位田甲 本位田乙 円應寺 豊福 仁方 福沢 西河内 大木谷
横坂駐在所	佐用郡佐用町横坂	佐用郡のうち 佐用町のうち 横坂 口金近 奥金近 宗行 口長谷 奥長谷
平福駐在所	佐用郡佐用町平福	佐用郡のうち 佐用町のうち 平福 延吉 庵 海内 桑野 淀 末包 東中山 大島
上石井駐在所	佐用郡佐用町上石井	佐用郡のうち 佐用町のうち 水根 上石井 若州 奥海 下石井

福吉駐在所	佐用郡佐用町福吉	佐用郡のうち 佐用町のうち 福吉 本郷 大垣内 皆田 南中山 福中 才金 桜山 金屋
上月駐在所	佐用郡佐用町上月	佐用郡のうち 佐用町のうち 力万 須安 宇根 西大畠 小日山 目高 寄延 上月 仁位 早瀬 大日山
久崎駐在所	佐用郡佐用町久崎	佐用郡のうち 佐用町のうち 家内 久崎 櫛田 円光寺 下秋里 上秋里 大釜 西新宿 小赤松 大酒
中島駐在所	佐用郡佐用町中島	佐用郡のうち 佐用町のうち 多賀 中島 米田 安川 小山 土井 宝蔵寺 下徳久の一部（西日本鉄道姫新線以南）
下徳久駐在所	佐用郡佐用町下徳久	佐用郡のうち 佐用町のうち 下徳久（西日本鉄道姫新線以南を除く。） 林崎 東徳久 西徳久 平松
中三河駐在所	佐用郡佐用町中三河	佐用郡のうち 佐用町のうち 漆野 西下野 下三河 中三河 上三河 河崎 船越
末広駐在所	佐用郡佐用町末廣	佐用郡のうち 佐用町のうち 末廣 廣山 弦谷 三原 光都1丁目 三ツ尾 大畑 大下り
三日月西駐在所	佐用郡佐用町三日月	佐用郡のうち 佐用町のうち 三日月の一部（本郷川以西） 真宗 志文 春哉 乃井野
三日月東駐在所	佐用郡佐用町三日月	佐用郡のうち 佐用町のうち 三日月の一部（本郷川以東） 下本郷 上本郷

に改め、同表兵庫県佐用警察署の部を削り、同表兵庫県宍粟警察署の部中「曲里交番」を「安積交番」に改め、同表兵庫県朝来警察署の部中「兵庫県朝来警察署」を「兵庫県南但馬警察署」に、

青倉駐在所	朝来市物部	朝来市のうち 物部 桑市 立脇（3番地の1を除く。） 多々良木
-------	-------	------------------------------------

を

青倉駐在所	朝来市物部	朝来市のうち 物部 桑市 立脇（3番地の1を除く。） 多々良木
八鹿駅前交番	養父市八鹿町八鹿	養父市のうち 八鹿町八鹿 八鹿町下網場 八鹿町上網場 八鹿町舞狂 八鹿町九鹿 八鹿町小佐 八鹿町石原 八鹿町日畑 八鹿町小山 八鹿町朝倉 八鹿町上小田の一部（1番地から58番地まで） 八鹿町国木の一部（1番地から95番地まで及び県道養父宍粟線以東）

伊佐駐在所	養父市八鹿町浅間	養父市のうち 八鹿町浅間 八鹿町伊佐 八鹿町坂本 八鹿町岩崎 八鹿町大江 八鹿町上小田（1番地から58番地までを除く。） 八鹿町下小田 八鹿町宿南の一部（円山川以東）
宿南駐在所	養父市八鹿町宿南	養父市のうち 八鹿町宿南（円山川以東を除く。） 八鹿町三谷 八鹿町青山
高柳駐在所	養父市八鹿町高柳	養父市のうち 八鹿町国木（1番地から95番地まで及び県道養父宍粟線以東を除く。） 八鹿町米里 八鹿町高柳 八鹿町八木 八鹿町今滝寺
上野駐在所	養父市上野	養父市のうち 上野 小城 藪崎
養父駐在所	養父市養父市場	養父市のうち 養父市場 大藪 奥米地 中米地 鉄屋米地 口米地 大塚 堀畑
広谷駐在所	養父市十二所	養父市のうち 十二所 広谷 上箇
浅野駐在所	養父市浅野	養父市のうち 三谷 船谷 大坪 畑 稲津 浅野 新津 玉見 左近山 伊豆
建屋駐在所	養父市建屋	養父市のうち 長野 餅耕地 建屋 能座 森
口大屋駐在所	養父市大屋町樽見	養父市のうち 大屋町宮垣 大屋町上山 大屋町樽見 大屋町中 大屋町由良 大屋町夏梅
大屋駐在所	養父市大屋町大屋市場	養父市のうち 大屋町加保 大屋町大屋市場 大屋町山路 大屋町笠谷 大屋町大杉 大屋町蔵垣 大屋町筏 大屋町中間 大屋町若杉 大屋町横行
門野駐在所	養父市大屋町門野	養父市のうち 大屋町糸原 大屋町宮本 大屋町門野 大屋町須西 大屋町和田 大屋町明延
関宮駐在所	養父市関宮	養父市のうち 三宅 大谷 万久里 尾崎 関宮
吉井駐在所	養父市中瀬	養父市のうち 吉井 中瀬 轟 出合 安井 鶴縄
熊次駐在所	養父市外野	養父市のうち 小路頃 葛畑 別宮 川原場 外野 草出 梨ヶ原 丹戸 奈良尾 福定 大久保

に改め、同表兵庫県養父警察署の部を削り、同表兵庫県豊岡南警察署の部中「兵庫県豊岡南警察署」を「兵庫県豊岡警察署」に、「八社宮の一部（平 一本木 江向 花貫 下島田）」を「八社宮（1番地から244番地まで、327番地、336番地及び709番地を除く。）」に、「（平 一本木 江向 花貫 下島田を除く。）」を「（1番地から244番地まで、327番地、336番地及び709番地）」に、「江原交番」を「日高交番」に、

中山駐在所	豊岡市但東町中山	豊岡市のうち 但東町中山 但東町虫生 但東町口藤 但東町中藤 但東町奥藤 但東町奥赤 但東町赤花 但東町坂津 但東町畑山 但東町日向 但東町東里 但東町木村 但東町太田 但東町西野々 但東町高龍寺 但東町坂野
-------	----------	---

を
「

中山駐在所	豊岡市但東町中山	豊岡市のうち 但東町中山 但東町虫生 但東町口藤 但東町中藤 但東町奥藤 但東町奥赤 但東町赤花 但東町坂津 但東町畑山 但東町日向 但東町東里 但東町木村 但東町太田 但東町西野々 但東町高龍寺 但東町坂野
城崎温泉駅前交番	豊岡市城崎町今津	豊岡市のうち 城崎町湯島 城崎町今津 城崎町桃島
来日駐在所	豊岡市城崎町上山	豊岡市のうち 城崎町来日 城崎町上山 城崎町結 城崎町戸島 城崎町楽々浦 城崎町飯谷
気比駐在所	豊岡市気比	豊岡市のうち 気比 田結 畑上 三原 小島の一部(円山川以東)
津居山駐在所	豊岡市瀬戸	豊岡市のうち 小島(円山川以東を除く。) 瀬戸 津居山
竹野駐在所	豊岡市竹野町竹野	豊岡市のうち 竹野町草飼 竹野町竹野 竹野町宇日 竹野町田久日 竹野町切濱 竹野町濱須井 竹野町奥須井
轟駐在所	豊岡市竹野町轟	豊岡市のうち 竹野町林 竹野町金原 竹野町東大谷 竹野町下塚 竹野町轟 竹野町鬼神谷 竹野町小丸 竹野町芦谷 竹野町須谷 竹野町和田 竹野町阿金谷 竹野町羽入 竹野町松本
森本駐在所	豊岡市竹野町御又	豊岡市のうち 竹野町椒 竹野町段 竹野町三原 竹野町川南谷 竹野町桑野本 竹野町大森 竹野町須野谷 竹野町門谷 竹野町河内 竹野町御又 竹野町小城 竹野町二連原 竹野町森本 竹野町坊岡

に改め、同表兵庫県豊岡北警察署の部を削る。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、別表第4を削る。

(情報公開条例施行規則の一部改正)

第3条 情報公開条例施行規則(平成13年兵庫県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第4号及び様式第9号中「情報センター」を「兵庫県警察本部総務部県民広報課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

正 誤

○平成16年3月16日付け(兵庫県公報第1551号)
兵庫県告示第343号(車両制限令に基づく道路の指定)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
15	上から4	姫路市花田町上原田字長土手307番3	姫路市花田町上原田字長戸手307番3